

平成30年度第4回千葉市市民参加協働推進会議 議事録

1 日時

平成31年1月21日（月）14:30～16:30

2 開催場所

千葉市役所 議会棟第2委員会室

3 出席者

- (委員) 福川会長、井上副会長、神田委員、粉川委員、小松委員、小柳委員、中村委員、山本俊子委員、山本佳美委員
(事務局) 山根市民自治推進部長、佐久間市民自治推進課長、須田主査、北田主任主事、下村主任主事
(欠席) 浦本委員

4 議題等

(報告事項)

千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正案の考え方について

5 議事の概要

事務局から千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正案の考え方について説明するとともに、委員から意見を聴取した。

6 会議経過

○福川会長

まず、本日の議題について、事務局から資料に沿って説明願う。

○佐久間課長

(資料1、2、3に沿って説明)

○福川会長

それでは、質問や意見はいかがか。まず、全体的な意見をいただき、その後に順番にみていきたい。今回は、ある程度筋書きはできているようなので修文的な意味合いが強いか。

○小松委員

資料2における「公平性を重視し、画一的な行政サービスだけに」という箇所は、「公平性を重視した画一的な行政サービスだけに」という方が日本語として正しいのではないか。

○佐久間課長

そのように修正させていただく。

○井上副会長

資料の文中、「一人一人」が「一人ひとり」と異なった表記となっているのは意味があるのか。

○佐久間課長

条例文としては、「一人一人」と書くのが正しいのだが、千葉市新基本計画にて「一人ひとり」となっている箇所から引用しているため、異なっている。

○福川会長

(資料1) 2ページ目はいかがか。全体的にはだいぶ読みやすくなった。条例の名称は変更するのか。

○佐久間課長

変更する。仮称だが「市民自治によるまちづくり条例」を基本線として考えている。愛称を付けることは今後検討する。

○福川会長

名称を変更しても改正となるのか。

○佐久間課長

そのとおりである。

○小柳委員

「わたしたち」が前となったのはよかった。

○福川会長

第4条の「地域の課題に加え社会の課題」を定義したところはよい。

○神田委員

(資料2) 第3条において、いわゆるLGBTの方への配慮の記載は必要ないか。

○山根部長

「など」で読んでいただきたい。

○中村委員

一文のセンテンスが長い。第3条の最後、読点を打てないか。

○山本俊子委員

読みやすさの観点からするとやや長いので、読点を打ったほうがよい。

○山根部長

主語の次に読点を打つという基本からすると、おっしゃるとおりである。

○佐久間課長

全体的には法務部門と確認のうえ、修文する。

○福川会長

続いて、第4条についてはいかがか。「努めるものとします」という部分は、先ほどの説明を聞くと納得する。続いて、5条についてはいかがか。

○佐久間課長

浦本委員からご意見により、情報収集、情報発信の順番とし、3項目と4項目を入れ替えることとしたい。また、第6条の3項目の情報発信と情報収集の部分を入れ替えたい。

○福川会長

続いて7条はいかがか。

○佐久間課長

浦本委員から、情報発信に関する項目がないとのご意見があったので、それを加えたい。

○井上副会長

そもそも、地域運営委員会とは、社会福祉協議会のようなものか。

○佐久間課長

千葉市独自のもので、地域の各団体に横串を入れるような組織である。

○福川会長

続いて、第8条、第9条についてはいかがか。

(意見なし)

○福川会長

続いて、第10条はいかがか。

○中村委員

戻って、第9条の4項目の「市民と」の部分について、日本語としておかしくないか。

○山本俊子委員

「情報とその活用の方法を市民と」に修正したほうがよい。

○佐久間課長

そのとおりである。

○福川会長

他に第10条についてはいかがか。すっきりとした印象である。

○中村委員

そもその話であるが、それぞれの役割についてここまではっきり書いてあると、反発もあるのではないか。

○佐久間課長

あくまで努力義務である。ここは、パブリックコメント手続を実施すると様々なご意見があることが予想される。

○中村委員

これを明記したことは評価できる。

○佐久間課長

現在活動している方々を応援することが第一義的な目的である。

○井上副会長

条例と宣言の違いがよくわかっていないのだが、宣言の方が少し緩いはずなので、市民プロジェクトチームの成果を宣言として残せないか。提案だが。

○小松委員

確認だが、第2条の「まちづくり」の項目に「社会の課題解決」とあるが、ここに、「地域の課題」を入れなくてよいか。それから、「住みやすい」は「暮らしやすい」と同じか。また。「市民参加」には活動への参加は入らないのか。さらに、第3条の「や」が多いのが気になる。「あるいは」のほうがよいのではないか。

○山本俊子委員

同意見である。

○佐久間課長

これは、表現を柔らかくするため、現行条例を「並びに」を「や」、「及び」を「と」に置き換えている。

○小松委員

市がそう判断したのならよい。粉川委員にお聞きしたいのだが、この前文は全国的にみても特徴的なものか。

○粉川委員

私が知っている限りで、一番きつくこういうことを書いているのが山口県宇部市の条例であるが千葉市の方が「わたしたち」にこだわって書いている。よって、これは千葉市独自のものと言いきれる。そのうえで、市民の方に理解していただくために、逐条解説やプロモーションを工夫することが重要である。

○井上副会長

どんどん市民に発信して、意見を交換できるようにしてほしい。

○小松委員

子ども向け逐条解説もぜひ作ってほしい。

○粉川委員

そもそもの行政用語を直していく必要がある。日本語を平たくしていくことを各自治体に取り組んでいるが、グローバル化や共生社会の中で必要なことだ。

○神田委員

月刊「ガバナンス」という本があるが、そこに早く取り上げられるようになってほしい。

○福川会長

今後のスケジュールは。

○佐久間課長

年度内にパブリックコメント手続を実施したいと考えている。今後、法務部門と最終的な調整を行うが、表現の修文は市にお任せいただきたい。パブリックコメント手続等の最終案はあらためてお示しする。なお、先ほど小松委員ご指摘の市民参加の行動という部分については、協働にあたるという認識である。

○中村委員

感想になってしまうが、粉川委員のお話しはごもつともである。敷居を低くしたり、垣根を取り払うような条例を作成することが必要であると感じた。

○井上副会長

制定はいつになるか。

○佐久間課長

パブリックコメント手続の後、本年第2回定例会への提出が最短のスケジュールとなる。

○小柳委員

最短で施行はいつになるか。

○佐久間課長

議決後すぐの施行は難しいので、最短で来年4月になると考えている。現行の計画との関係や経過措置を設けることや施行までの間にプロモーションや逐条解説を作成することが必要である。

○小松委員

早いにこしたことはないが、オリパラ後にきちんと機能するようなものにしていただきたい。

○山本佳美委員

ここまで関わった市民の想いがこうやって形になって、実効性のあるものになってほしい。また、子どもにもわかりやすいものとなってほしい。

○福川会長

今後をしっかり見守っていくこととする。それでは、他に事務局から何かあるか。

○佐久間課長

次回の会議は、3月25日か28日を予定している。あらため日程調整の連絡をする。

(終了)